

人事委員会年報

(平成23年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営	
1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	6
3 条例案に対する意見	7
4 人事委員会主要行事	8
第2 任用関係業務	
1 職員の採用	9
(1) 職員採用試験等の実施状況	9
(2) 主な採用試験日程及び試験会場	13
(3) 受験資格等	14
(4) 採用選考の状況	15
(5) 広報活動等	15
(6) 危機管理等	16
2 職員の昇任	17
3 臨時的任用	17
第3 給与関係業務	
1 職員給与の実態	19
(1) 職員の給料表別人員, 平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	19
(2) 職員の平均給与月額	19
2 職種別民間給与実態調査	20
(1) 調査の目的及び調査対象事業所等	20
(2) 職員給与と民間給与との比較	20
3 職員の給与に関する報告及び勧告	22
(1) 職員の給与に関する報告(要旨)	22
(2) 勧告(要旨)	25
(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告(要旨)	27
4 職員の給与制度改定の動き	30
第4 審査関係業務	
1 公平審査	31
(1) 不利益処分に関する不服申立て	31
(2) 勤務条件に関する措置の要求	50
2 職員からの苦情相談	51
3 職員団体等	52
(1) 職員団体の登録	52
(2) 管理職員等の範囲の指定	53
4 労働基準監督機関としての職権行使	58

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

平成23年度の人事委員会は31回開催され、その内容は次のとおりである。

項目	開催年月日	付議事項等
第1回	平23.4.7 (木)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般職の任期付職員の採用について 2 医療ソーシャルワーカーの採用試験について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校教員懲戒免職事案) 4 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校19年度・20年度・21年度人事) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成22年度職員による苦情相談の概要について 2 平成22年度事業所調査結果の概要について 3 平成23年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	平23.4.28 (木)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則及び指令の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度社会人経験者等採用試験の実施について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18年度・19年度人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度第1回広島県警察官採用試験申込者数について 2 広島県職員採用試験における不正防止対策について 3 東日本大震災に係るボランティア活動に対する人事委員会の対応等について
第3回	平23.5.17 (火)	<p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校19年度・20年度・21年度人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察本部の採用選考について 2 平成23年度職員採用試験(大学卒業程度)の試験区分及び採用予定人員等について 3 平成23年度職員採用試験(社会人経験者等)の試験区分及び採用予定人員等について
第4回	平23.5.27 (金)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(平成22年度卒業式関係処分(県立学校)) 3 不利益処分に関する不服申立てについて(平成23年(不)第2号事案) 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度第1回警察官採用試験の第1次試験合格者について 2 平成23年度広島県職員(医療ソーシャルワーカー)採用選考資格認定試験の第1次試験合格者について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校・23年度人事)
第5回	平23.6.7 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1回警察官採用試験第2次試験の体力試験結果について 2 平成23年度広島県職員(医療ソーシャルワーカー)採用選考資格認定試験の最終合格者の決定について 3 栄養士の採用試験(短大卒業程度試験)の実施について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18年度・19年度人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての取下げについて(平成23年(不)第2号事案) 2 不利益処分に関する不服申立てについて(町職員人事)

第6回	平23.6.21 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 職員の採用選考について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(平成23年度入学式関係処分(県立学校)) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校19年度・20年度・21年度人事) 2 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験(大学卒業程度・社会人経験者等)申込状況について 2 平成23年度第1回警察官採用試験の第2次試験合格者について 3 平成23年度職種別民間給与実態調査について 4 全国人事委員会連合会役員会・総会の概要について
第7回	平23.7.5 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報処理職及び情報処理に関する専門的知識又は技能を必要とする警察官の職への採用選考基準の改正について 2 職員の採用選考について 3 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18年度・19年度人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)採用計画について 2 平成23年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)採用計画について 3 平成23年度第2回広島県警察官採用試験採用計画について
第8回	平23.7.11 (月)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選任について 2 委員の職務分担について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者について
第9回	平23.8.2 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度第1回警察官採用試験の最終合格者の決定について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校19年度・20年度・21年度人事) 2 不利益処分に関する不服申立てについて(町職員人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験(社会人経験者等)の第1次試験合格者について 2 不服申立ての取下げについて
第10回	平23.8.9 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について 2 平成23年度第2回広島県職員採用試験(社会人経験者等)採用試験実施計画について 3 警察本部の採用選考について 4 警察本部の参事官級等(公安職)への昇任選考について 5 不利益処分に関する不服申立てについて(町職員人事) 6 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校・23年度人事) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について
第11回	平23.8.30 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察本部の参事官級等(公安職)への昇任選考について 2 平成23年度広島県職員採用試験(社会人経験者等)の最終合格者の決定について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18年度・19年度人事) 2 今後の審理手続きについて(小学校教員戒告事案) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者等)採用計画について 2 平成23年職種別民間給与実態調査の実施状況について

第12回	平23.9.13 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について 2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校19年度・20年度・21年度人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察本部の採用選考について 2 人事委員会勧告に関する申し入れについて 3 平成23年度第2回警察官採用試験申込者数について 4 平成23年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)申込者数について 5 平成23年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)申込者数について
第13回	平23.9.20 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について
第14回	平23.9.30 (金)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18年度・19年度人事) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 請求人らの求釈明への対応について(県立学校19年度・20年度・21年度人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度第2回警察官採用試験の第1次試験合格者について 2 平成23年度身体に障害のある者を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について 3 職員団体との協議について
第15回	平23.10.7 (金)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 司法修習に参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて 3 職員のボランティア休暇に関する運用方針の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第16回	平23.10.17 (月)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校18年度・19年度人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者等)の申込者数について 2 職員団体との協議について
第17回	平23.10.22 (土)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体との協議について
第18回	平23.10.24 (月)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 職員の採用選考(病院事業局)について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の第1次試験合格者について 2 平成23年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の第1次試験合格者について 3 平成23年度第2回警察官採用試験の第2次試験合格者について
第19回	平23.10.28 (金)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校19年度・20年度・21年度人事) <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体との協議について

第20回	平23.11.8 (火)	<p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて (県立学校19年度・20年度・21年度人事) 2 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験 (第2回社会人経験者等) の第1次試験合格者について 2 「広島県職員採用ガイダンス」の開催について 3 平成23年度都道府県の給与勧告の状況について 4 確定交渉における給与改定等の提案状況について
第21回	平23.11.21 (月)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度第2回警察官採用試験の最終合格者の決定について 2 平成23年度広島県職員採用試験 (短大卒業程度) 最終合格者の決定について 3 平成23年度広島県職員採用試験 (高校卒業程度) 最終合格者の決定について 4 平成23年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者決定について 5 職員の採用選考 (病院事業局) について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立事案の今後の審理進行について 2 不服申立ての取下げについて (不起立事案 (県立学校))
第22回	平23.12.7 (水)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験 (第2回社会人経験者等) の最終合格者の決定について 2 条例案に係る意見について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度広島県職員採用試験 (第2回社会人経験者等) の第2次試験合格者について 2 不服申立ての取下げについて (不起立事案 (県立学校))
第23回	平23.12.19 (月)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則及び指令の一部改正について 2 県立病院職員の採用について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特勤勤務手当に係る特勤公署等の指定について
第24回	平23.12.26 (月)	<p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて (県立学校19年度・20年度・21年度人事) 2 不利益処分に関する不服申立てについて (小中学校18・19年度人事) 3 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての審査手続きの承継について (不起立事案 (県立学校)) 2 不服申立ての取下げについて (不起立事案 (県立学校))
第25回	平24.1.18 (水)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて (県立学校22年度・23年度人事) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて (小中学校18年度・19年度人事) 2 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての取下げについて (不起立事案 (県立学校))
第26回	平24.1.31 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する不服申立てについて (小中学校18・19年度人事) <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度採用試験制度の見直しについて 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (案) について

第 27 回	平 2 4. 2. 2 0 (月)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度広島県職員採用試験実施計画について 2 任用に関する規則の一部改正及び警察官の任用に係る競争試験の一部委任について 3 条例案に係る意見について 4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 5 級別職務区分表の一部改正について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨時的任用の運用基準の見直しについて 2 家族看護休暇の子の範囲の拡大について 3 人事委員会日程について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての取下げについて 2 全人連役員会の概要について
第 28 回	平 2 4. 2. 2 8 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 臨時的任用の運用基準の見直しについて 3 警察本部の採用選考について 4 警察本部の参事官級等（公安職・行政職・研究職）への昇任選考について 5 級別職務区分表の一部改正について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の改正方針について 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 1 4 条の初任給決定の特例に係る対応方針について 3 今後の審理手続きについて（小学校教員戒告事案） <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度第 1 回広島県警察官採用試験採用計画について 2 平成23年度広島県職員採用ガイダンスの実施状況について
第 29 回	平 2 4. 3. 6 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則・指令の一部改正等について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会日程について 2 特殊勤務手当に係る職員の給与の支給に関する規則等の改正方針について 3 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校19年度・20年度・21年度人事） <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立ての取下げについて（不起立事案（県立学校）） 2 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律について
第 30 回	平 2 4. 3. 1 5 (木)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 級別職務区分表の改正について 3 県の課長相当職以上への昇任選考について 4 職員の採用選考について 5 公安職 9 級及び公安職 8 級に属する職への昇任選考について 6 人事委員会規則・指令の一部改正について <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般職員への査定昇給・勤勉手当の成績率導入について 2 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校19年度・20年度・21年人事事案）
第 31 回	平 2 4. 3. 2 7 (火)	<p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則・訓令・指令の一部改正等について 2 不利益処分に関する不服申立てについて（県立学校19年度・20年度・21年度人事） <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員団体からの要請について 2 不服申立事案の今後の審理進行について

付議事項 74件
協議事項 42件
報告事項 62件
合 計 178件

2 人事委員会規則の制定・改廃

平成23年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 23. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 23. 4. 1 公布・施行	広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 23. 4. 1 公布・施行	安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	施設の廃止による職の廃止に伴う所要の改正
平 23. 4. 1 公布・施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職の新設に伴う所要の改正
平 23. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設等に伴う所要の改正
平 23. 5. 6 公布・施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	附則別表に定められる利率の見直しに伴う所要の改正
平 23. 5. 6 公布・施行	安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	市町の条例等改正に伴う所要の改正
平 23. 5. 6 公布・施行	宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 23. 6. 2 公布・施行	神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 23. 6. 2 公布・施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平23.12.26公布 平24. 1. 1施行 (一部23.12.26施行)	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23.12.26公布 平24. 1. 1施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23.12.26公布 平24. 1. 1施行	管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正等に伴う所要の改正
平23.12.26公布 平24. 1. 1施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	市町立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平23.12.26公布 平24. 1. 1施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	制度見直しに伴う所要の改正
平 24. 2. 23 公布・施行 (一部24.1.1施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平 24. 3. 1 公布・施行	任用に関する規則の一部を改正する規則	制度見直しに伴う所要の改正
平24. 3.15公布 平24. 4. 1施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職の免許取得要件の変更に伴う所要の改正
平24. 3.22公布 平24. 4. 1施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織の改編による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平24. 3.22公布 平24. 4. 1施行	職員の特勤手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	公署指定の見直し等に伴う所要の改正
平24. 3.29公布 平24. 4. 1施行 (一部24.6.2施行)	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	手当等の見直しに伴う所要の改正
平24. 3.29公布 平24. 4. 1施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	昇給制度等の見直しに伴う所要の改正
平24. 3.29公布 平24. 4. 1施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則	市町立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成23年度に意見を求められた条例案3件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
H23. 12. 7	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	適当と考える
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
H23. 12. 7	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正	適当と考える
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例案	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正	
H24. 2. 20	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正	適当と考える
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正	
H24. 2. 20	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考える

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成23年 4月	4. 7 第1回人事委員会 4.28 第2回人事委員会	4.20 十五都道府県人事委員会協議会 委員長・局長会議	4.28 口頭審理
5月	5.17 第3回人事委員会 5.27 第4回人事委員会	5.20 中国地方人事委員会協議会 委員全員会議	5.17 口頭審理
6月	6. 7 第5回人事委員会 6.21 第6回人事委員会	6.10 全国人事委員会連合会 役員会・総会	6. 7 口頭審理 6.21 口頭審理
7月	7. 5 第7回人事委員会 7.11 第8回人事委員会	7. 7 公平審査事務研修会	7.21 大卒程度2次試験 ～8.3 (面接：10日間)
8月	8. 2 第9回人事委員会 8. 9 第10回人事委員会 8.30 第11回人事委員会		8. 2 口頭審理 8.30 口頭審理
9月	9.13 第12回人事委員会 9.20 第13回人事委員会 9.30 第14回人事委員会		9.13 口頭審理
10月	10. 7 第15回人事委員会 10.17 第16回人事委員会 10.22 第17回人事委員会 10.24 第18回人事委員会 10.28 第19回人事委員会	10. 3 全国人事委員会連合会役員会	10.17 口頭審理 10.28 人事委員会勧告
11月	11. 8 第20回人事委員会 11.21 第21回人事委員会		11. 8 口頭審理
12月	12. 7 第22回人事委員会 12.19 第23回人事委員会 12.26 第24回人事委員会		12.26 口頭審理
平成24年 1月	1.18 第25回人事委員会 1.31 第26回人事委員会		
2月	2.20 第27回人事委員会 2.28 第28回人事委員会	2. 8 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3. 6 第29回人事委員会 3.15 第30回人事委員会 3.27 第31回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 31回 ●人事委員会協議会関係 6回
●口頭審理 10回

任 用 關 係 事 務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

平成23年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 平成23年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	平成23年度				平成22年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率 ポイント	
									(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)		
競 争 試 験	大学卒業 程 度	1,365	870	113	7.7	1,442	816	105	7.8	△ 77	△ 5.3	54	6.6	8	7.6	△ 0.1
	うち行政	475	302	40	9.9	519	306	39	9.7	△ 44	△ 8.5	△ 4	△ 1.3	1	2.6	
	第1回社会人	973	604	61	9.9	1,024	570	59	9.7	△ 51	△ 5.0	34	6.0	2	3.4	0.2
	うち行政	334	201	23	14.5	369	207	19	18.5	△ 35	△ 9.5	△ 6	△ 2.9	4	21.1	
	第1回社会人	224	159	11	14.5	1,226	896	22	40.7	△ 1,002	△ 81.7	△ 737	△ 82.3	△ 11	△ 50.0	△ 26.2
	うち行政	54	43	2	22.3	391	279	6	62.7	△ 337	△ 81.8	△ 236	△ 82.2	△ 4	△ 50.0	△ 40.4
	第2回社会人	189	134	6	22.3	1,038	752	12	62.7	△ 849	△ 81.8	△ 618	△ 82.2	△ 6	△ 50.0	△ 40.4
	うち行政	52	41	2	26.7	348	243	4	82.0	△ 296	△ 81.8	△ 202	△ 82.2	△ 2	△ 50.0	△ 40.4
	第2回社会人	252	160	6	26.7					252	皆増	160	皆増	6	皆増	-
	うち行政	64	44	3	26.7					64	皆増	44	皆増	3	皆増	-
	短大卒業 程 度	252	160	6	26.7					252	皆増	160	皆増	6	皆増	-
	うち行政	64	44	3	26.7					64	皆増	44	皆増	3	皆増	-
	短大卒業 程 度	91	67	4	16.8					91	皆増	67	皆増	4	皆増	-
	うち行政	84	63	4	16.8					84	皆増	63	皆増	4	皆増	-
	高校卒業 程 度	162	132	20	6.6	167	127	12	10.6	△ 5	△ 3.0	5	3.9	8	66.7	△ 4.0
	うち行政	91	70	14	6.6	101	78	9	10.6	△ 10	△ 9.9	△ 8	△ 10.3	5	55.6	△ 4.0
	うち行政	162	132	20	6.6	167	127	12	10.6	△ 5	△ 3.0	5	3.9	8	66.7	△ 4.0
	うち行政	91	70	14	6.6	101	78	9	10.6	△ 10	△ 9.9	△ 8	△ 10.3	5	55.6	△ 4.0
	小計	2,094	1,388	154	9.0	2,835	1,839	139	13.2	△ 741	△ 26.1	△ 451	△ 24.5	15	10.8	△ 4.2
	うち行政	768	522	63	11.1	1,011	663	54	17.5	△ 243	△ 24.0	△ 141	△ 21.3	9	16.7	△ 6.4
うち行政	1,576	1,030	93	11.1	2,229	1,449	83	17.5	△ 653	△ 29.3	△ 419	△ 28.9	10	12.1	△ 6.4	
うち行政	541	356	42	12.4	818	528	32	25.2	△ 277	△ 33.9	△ 172	△ 32.6	10	31.3		
第1回警察官 (男性)	1,652	1,156	144	8.0	1,490	1,127	100	11.3	162	10.9	29	2.6	44	44.0	△ 3.3	
第2回警察官 (男性)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
第1回警察官 (女性)	1,477	906	96	9.4	1,456	975	113	8.6	21	1.4	△ 69	△ 7.1	△ 17	△ 15.0	0.8	
第2回警察官 (女性)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
第1回警察官 (女性)	510	267	16	16.7	406	260	22	11.8	104	25.6	7	2.7	△ 6	△ 27.3	4.9	
第2回警察官 (女性)	510	267	16	16.7	406	260	22	11.8	104	25.6	7	2.7	△ 6	△ 27.3	4.9	
第2回警察官 (女性)	442	168	11	15.3	386	189	11	17.2	56	14.5	△ 21	△ 11.1	0	0.0	△ 1.9	
警察少年育成官	442	168	11	15.3	386	189	11	17.2	56	14.5	△ 21	△ 11.1	0	0.0	△ 1.9	
警察少年育成官					67	41	1	41.0	△ 67	皆減	△ 41	皆減	△ 1	皆減	-	
警察少年育成官					35	21	1	41.0	△ 35	皆減	△ 21	皆減	△ 1	皆減	-	
競争試験計	6,175	3,885	421	9.2	6,640	4,431	386	11.5	△ 465	△ 7.0	△ 546	△ 12.3	35	9.1	△ 2.3	
競争試験計	1,720	957	90	9.2	1,838	1,133	88	11.5	△ 118	△ 6.4	△ 176	△ 15.5	2	2.3		
身体に障害のある人 を対象とした試験	8	7	3	2.3	15	13	4	3.3	△ 7	△ 46.7	△ 6	△ 46.2	△ 1	△ 25.0	△ 1.0	
職業訓練指導員	16	16	2	8.0					16	皆増	16	皆増	2	皆増	-	
心理療法士					16	13	1	13.0	△ 16	皆減	△ 13	皆減	△ 1	皆減	-	
医療ソーシャル ワーカー	28	25	1	25.0					28	皆増	25	皆増	1	皆増	-	
警察官 (術科指導員)	2	2	2	1.0	3	3	3	1.0	△ 1	△ 33.3	△ 1	△ 33.3	△ 1	△ 33.3	0.0	
警察職員 (情報処理職)	16	12	1	12.0					16	皆増	12	皆増	1	皆増	-	
研究員(工業) (鑑識文書鑑定)					9	6	1	6.0	△ 9	皆増	△ 6	皆増	△ 1	皆増	△ 6.0	
選考試験計	70	62	9	6.9	43	35	9	3.9	27	62.8	27	77.1	0	0.0	3.0	
合計	6,245	3,947	430	9.2	6,683	4,466	395	11.3	△ 438	△ 6.6	△ 519	△ 11.6	35	8.9	△ 2.1	
その他採用選考		34	34	1.0		31	31	1.0			3	9.7	3	9.7	0.0	
知事部局等(行政職等)		15	15	1.0		18	18	1.0			△ 3	△ 16.7	△ 3	△ 16.7	0.0	
教育委員会(行政職)		44	44	1.0		42	42	1.0			2	4.8	2	4.8	0.0	
警察本部(警察官等)		93	93	1.0		91	91	1.0			2	2.2	2	2.2	0.0	

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。(現業職員の任命換選考を除く)

2. 下段は、女性で内数。

第2表 主な平成23年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成24年4月1日現在)

試験 区分	職 種	採用予 定人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2次試験					最終競 争倍率 (B/D)	採用者数 人					
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格者数 (C/B)	最終合格者数(D)					最終合格者 数(D/B)				
				院	大	短	高	計		院	大	短	高	計		院	大	短				高	計		
大学 卒業 程度 試験	行政 一般事務	32	731	61	373	1	3	438	59.9	17	78		95	21.7	89	7	36		43	9.8	10.2	36			
			240	18	116	1	1	136		3	19		22		21	1	13		14			12			
		警察事務	14	242	8	151	2	5	166	68.6	4	32		36	21.7	33	2	16		18	10.8	9.2	17		
	小計	46	973	69	524	3	8	604	62.1	21	110		131	21.7	122	9	52		61	10.1	9.9	53			
	行政 以外	心理	3	44	24	10			34	77.3	6	2		8	23.5	8	3	1		4	11.8	8.5	4		
		衛生(衛生一般)	2	30	16	7			23		3	1		4		4	2	1		3			3		
		衛生(衛生薬学)	2	46	10	18		1	29	63.0	5	2		7	24.1	7	2	1		3	10.3	9.7	3		
		農業	3	23	3	11			14		2	2		4		4	1	1		2			2		
		林業	3	19	3	8			11	57.9	5	1		6	54.5	6	2	2		2	18.2	5.5	2		
		畜産一般	1	5	1	3			4		2	1		2		2	1	1		1			1		
		水産	2	39	11	21			32	82.1	3	6		9	28.1	8	1	3		4	12.5	8.0	4		
		工業(化学)	4	15	4	9			13		1	3		4		4	1	1		1			1		
		工業(食品)	1	15	6	6			12	80.0	4	3		7	58.3	7	2	1		3	25.0	4.0	3		
		工業(機械)	1	5	3	1			4		2			2		2	1			1			1		
		工業(電気)	2	16	2	9			11	68.8	1	5		6	54.5	6	1	1		2	18.2	5.5	2		
工業(鑑識法医)		1	13	1	7			8			4		4		4	1			1			1			
総合土木	13	26	6	10			16	61.5	4	3		7	43.8	5	2	1		3	18.8	5.3	3				
建築	5	6	1	2			3			1		1		1	1			1			1				
小計	43	50	21	11			32	64.0	10	3		13	40.6	13	4	1		5	15.6	6.4	5				
計	89	9	4	3			7		1	1		2		2	1			1			1				
第1回	一般事務	4	189	24	105	2	3	134	70.9	6	6		12	9.0	6	3	3		6	4.5	22.3	6			
第2回	一般事務	4	52	6	32	2	1	41		2	3		5		2	1	1		2			2			
小計	8	35	7	14	1	3	25	71.4	4	5	1	10	40.0	5	1	4		5	20.0	5.0	5				
第1回	総合土木	4	2	1	1		2															2			
小計	8	224	31	119	3	6	159	71.0	10	11	1	22	13.8	11	4	7		11	6.9	14.5	11				
第2回	総合土木	4	54	6	33	2	2	43		2	3		5		2	1	1		2			2			
小計	4	252	33	114	5	8	160	63.5	8	17		25	15.6	6	1	5		6	3.8	26.7	6				
第2回	一般事務	4	64	4	37	2	1	44						3	3			3				3			
小計	4	252	33	114	5	8	160	63.5	8	17		25	15.6	6	1	5		6	3.8	26.7	6				
第2回	総合土木	4	64	4	37	2	1	44						3	3			3				3			
小計	4	252	33	114	5	8	160	63.5	8	17		25	15.6	6	1	5		6	3.8	26.7	6				
短大 卒業 程度	行政 以外	司書	1	44	2	27	2	31	70.5	1	4		5	16.1	4	1		1	3.2	31.0	1				
第2回	司書	1	39	2	25	2	29		1	3		4		3	1		1				1				
第1回	司書	1	47	1	32	3	36	76.6		7		7	19.4	7	3		3	8.3	12.0	3					
第2回	司書	1	45	1	30	3	34			7		7		7	3		3				3				
小計	4	91	3	59	5		67	73.6	1	11		12	17.9	11	4		4	6.0	16.8	4					
第2回	司書	1	84	3	55	5	63		1	10		11		10	4		4				4				
小計	4	91	3	59	5		67	73.6	1	11		12	17.9	11	4		4	6.0	16.8	4					
第2回	司書	1	84	3	55	5	63		1	10		11		10	4		4				4				
小計	4	91	3	59	5		67	73.6	1	11		12	17.9	11	4		4	6.0	16.8	4					
高校 卒業 程度	行政 以外	一般事務	7	71		3	7	49	83.1				3	19	22	37.3	20		3	7	10	16.9	5.9	4	
第1回	一般事務	7	37		6	24	30					3	10	13				3	4	7			3		
第2回	一般事務	7	91		3	12	58	73	80.2				1	5	30	36	49.3	36		2	8	10	13.7	7.3	8
第1回	警察事務	10	54		2	10	28	40				1	4	17	22		22		2	5	7			7	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91		2	16	52	70				1	7	27	35		35		5	9	14			10	
小計	17	162		6	19	107	132	81.5				1	8	49	58	43.9	56		5	15	20	15.2	6.6	12	
第2回	警察事務	10	91																						

第3表 平成23年度広島県警察官等採用試験実施状況

試験 区分	職 種	採用予定 人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2次試験						第3次試験						最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人				
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格率 (C/B)	受験 者数	合格者数(D)					合格率 (D/B)	受験 者数	最終合格者数(E)					最終合格 率(E/B)		
				大	短	高	他	計		大	短	高	他	計			大	短	高	他	計			大	短			高		他	計
第 1 回	警察官A (男性):10月採用	65	536	401			404	75.4	238				238	58.9	221	160				160	39.6	153	72				72	17.8	5.6	62	
	警察官A (男性):4月採用	20	553	402			402	72.7	99				99	24.6	82	69				69	17.2	65	31				31	7.7	13.0	17	
	警察官B (男性)	33	563	46	17	287		350	62.2	32	10	97		139	39.7	132	20	6	65		91	26.0	89	8		33		41	11.7	8.5	34
	警察官A (女性):10月採用	4	106	58			58	54.7	16				16	27.6	15	11				11	19.0	8	5				5	8.6	11.6	5	
	警察官A (女性):4月採用	4	202	132			132	65.3	26				26	19.7	17	16				16	12.1	16	7				7	5.3	18.9	1	
	警察官B (女性)	3	202	3	13	61		77	38.1	1		11		12	15.6	12	1		9		10	13.0	8			4		4	5.2	19.3	3
	計	129	2,162	1,045	30	348	0	1,423	65.8	412	10	108	0	530	37.2	479	277	6	74	0	357	25.1	339	123	0	37	0	160	11.2	8.9	122
			510	193	13	61	0	267		43	0	11	0	54		44	28	0	9	0	37		32	12	0	4	0	16			8
	第 2 回	警察官A (男性)	48	914	557	1		558	61.1	163				163	29.2	154	119				119	21.3	113	54				54	9.7	10.3	45
		警察官B (男性)	34	563	32	26	290		348	61.8	20	9	99		128	36.8	119	13	7	73		93	26.7	88	2		40		42	12.1	8.3
警察官A (女性)		6	208	89			89	42.8	21				21	23.6	19	14				14	15.7	13	6				6	6.7	14.8	5	
警察官B (女性)		4	234	1	12	66		79	33.8		2	15		17	21.5	17		2	9		11	13.9	11			5		5	6.3	15.8	5
計		92	1,919	679	39	356	0	1,074	56.0	204	11	114	0	329	30.6	309	146	9	82	0	237	22.1	225	62	0	45	0	107	10.0	10.0	90
			442	90	12	66	0	168		21	2	15	0	38		36	14	2	9	0	25		24	6	0	5	0	11			10
警察官総計	221	4,081	1,724	69	704	0	2,497	61.2	516	21	222	0	859	34.4	788	423	15	156	0	594	23.8	564	185	0	82	0	267	10.7	9.4	212	
		952	283	25	127	0	435		64	2	26	0	92		80	42	2	18	0	62		56	18	0	9	0	27			18	

(注) 採用予定人員は、受験案内表示による。

-下段は、女性で内数。

-大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

-第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
全 職	人(程度) 採用予定者数	88	60	21	20	46	46	41	59	81	89
	人 申込者数 (A)	1,702 (605)	1,676 (587)	950 (357)	952 (340)	870 (340)	795 (301)	666 (249)	938 (313)	1,442 (519)	1,365 (475)
	人 受験者数 (B)	1,278 (440)	1,182 (403)	576 (213)	625 (223)	545 (207)	510 (188)	408 (154)	613 (197)	816 (306)	870 (302)
	人 最終合格者数 (C)	99 (27)	76 (19)	32 (8)	26 (8)	57 (23)	58 (24)	50 (25)	77 (29)	105 (39)	113 (40)
	% 受験率 (B/A)	75.1	70.5	60.6	65.7	62.6	64.2	61.3	65.4	56.6	63.7
	倍 競争倍率 (B/C)	12.9	15.6	18.0	24.0	9.6	8.8	8.2	8.0	7.8	7.7
	人 採用者数 (D)	87 (23)	64 (13)	25 (8)	21 (5)	45 (18)	50 (20)	43 (20)	68 (27)	88 (31)	105 (37)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	59	29	8	9	30	24	18	31	42	46
	人 申込者数 (A)	1,311 509	1,165 (426)	645 (241)	682 (254)	617 (248)	526 (191)	449 (175)	594 (190)	1,024 (369)	973 (334)
	人 受験者数 (B)	975 (363)	795 (276)	361 (129)	420 (156)	366 (142)	314 (111)	255 (100)	397 (121)	570 (207)	604 (201)
	人 最終合格者数 (C)	68 (18)	40 (12)	17 (3)	12 (4)	39 (14)	33 (12)	23 (13)	42 (16)	59 (19)	61 (23)
	% 受験率 (B/A)	74.4	68.2	56.0	61.6	59.3	59.7	56.8	66.8	55.7	62.1
	倍 競争倍率 (B/C)	14.3	19.9	21.2	35.0	9.4	9.5	11.1	9.5	9.7	9.9
	人 採用者数 (D)	60 (16)	31 (8)	12 (3)	9 (3)	27 (9)	27 (9)	19 (9)	34 (14)	45 (14)	53 (20)

(注) () 内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成23年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・申込書配布開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験合格発表	第2次試験	第2次試験合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官	3月8日(火)	3月8日(火) ～ 4月8日(金)	5月8日(日)	5月18日(水)	5月28日(土) ～ 5月29日(日)	6月15日(水)	7月11日(月) ～ 7月15日(金)	8月4日(木)	広島修道大学	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験	5月13日(金)	5月13日(金) ～ 6月3日(金)	6月26日(日)	7月6日(水)	7月21日(木) ～ 8月3日(水)	—	—	8月11日(木)	(広島会場) 広島修道大学 (東京会場) 明治学院大学 白金キ ャンパス (東京都港区)	広島県庁	—
第2回警察官	7月6日(水)	7月6日(水) ～ 8月26日(金)	9月18日(日)	9月29日(木)	10月8日(土) ～ 10月9日(日)	10月20日(木)	11月7日(月) ～ 11月11日(金)	11月24日(木)	(広島会場) 広島工業大学 (福山会場) 福山葦陽高等学校	広島県警察学校	広島県庁
高校卒業程度試験	7月6日(水)	7月6日(水) ～ 9月6日(火)	9月25日(日)	10月20日(木)	11月1日(火) ～ 11月4日(金)	—	—	11月24日(木)	(広島会場) 広島県庁 (福山会場) 東部総務事務所	広島県庁	—
身体に障害のある人を対象とした試験	9月1日(木)	9月1日(水) ～ 9月21日(水)	10月16日(日)	—	—	—	—	11月24日(木)	広島県庁	—	—
社会人経験者等試験	5月13日(金)	5月13日(金) ～ 6月3日(金)	6月26日(日)	7月25日(月)	8月22日(月) ～ 8月26日(金)	—	—	9月2日(金)	(広島会場) 広島修道大学 (東京会場) 明治学院大学 白金キ ャンパス (東京都港区)	広島県庁	—
第2回 社会人経験者等試験	9月1日(木)	9月1日(木) ～ 10月5日(水)	10月23日(日)	11月8日(火)	11月20日(日)	11月25日(金)	12月4日(日)	12月9日(金)	広島県庁	広島県庁	広島県庁

(3) 受験資格等

平成23年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年齢(生年月日)	性別	学歴	その他
	大学卒業程度	昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者と平成2年4月2日以降に生まれた大卒(卒見含む)の者	—	—	
	高校卒業程度	平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者	—	—	
	社会人経験者等	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	—	—	
	身体に障害のある人を対象とした試験	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者	—	—	※①
第1回警察官		昭和56年10月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	平成23年10月採用	男性 警察官(男性)A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成23年9月末日までに卒業見込みの者
			女性 警察官(女性)A		
		昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者	平成24年4月採用	男性 警察官(男性)A	上記以外の者
			女性 警察官(女性)A		
第2回警察官		昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者	男性 警察官(男性)A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成24年3月末日までに卒業見込みの者	
			女性 警察官(女性)A		
			男性 警察官(男性)B	上記以外の者	
			女性 警察官(女性)B		

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。)

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 事務職として介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、自力で通勤ができる者で次のすべてに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

イ 活字印刷文による出題に対応できる者

※② 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者、並びに、短期大学、高等専門学校及び高等学校を平成23年10月1日から平成24年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

平成23年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

（知事部局）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成23年10月16日(日)	職業訓練指導員	16人	2人

（病院事業局）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成23年5月15日(日)	医療ソーシャルワーカー	25人	1人

（警察本部）

実施月日	職 種		受験者数	合格者数
平成23年8月26日(金)	警察官	術科指導員	2人	2人
平成23年9月18日(日)	警察職員	(情報処理職)	12人	1人

（選考試験の計）

受験者数	合格者数
55人	6人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	34人	34人
教育委員会	行政職	15人	15人
警察本部	警察官等	44人	44人
計		93人	93人

（注）任命権者への委任分を除く。知事部局には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙である「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成24年1月12日、県庁講堂にて開催し、160名の参加を得た。内容は、副知事からのメッセージ、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。また、ガイダンスの内容については、人事委員会のホームページに掲載した。

エ 試験制度説明会の実施

県内の大学等を訪問し、学生を対象として試験制度説明会を実施し、試験制度や県行政について説明等を行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

2 職員の昇任

平成 23 年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	2			1	3
部 長 相 当 職	17		2	3	22
課 長 相 当 職	57	1	2	6	66
担当監・参事相当職	118	10	6	12	146
主 幹 相 当 職	183	35	14	17	249
主 査 相 当 職	162	43	17	28	250
合 計	539	89	41	67	736

(注) 警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の課長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が2以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職2級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者がいない場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

期 間	件 数
平成 23.4.1～平成 24.3.31	193

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。

給 与 関 係 事 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成23年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、29,534人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の59.1%を占め、以下行政職21.3%、公安職17.3%、医療職1.3%、研究職1.0%の順となっている。

(平成23年4月現在)

給料表	区分	適用 人員 人	平均 年齢 歳	平均経 験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		29,534	43.6	21.7	78.6	8.5	12.9	0.0	59.6	40.4
行政職給料表		6,281	43.8	22.8	56.6	14.2	29.2	0.0	68.0	32.0
公安職給料表		5,117	38.7	17.7	58.7	3.4	37.7	0.2	93.3	6.7
教育職給料表(二)(ロ)		4,485	46.0	23.5	94.5	4.6	0.9	-	60.7	39.3
教育職給料表(三)(イ)		12,981	44.6	22.2	91.1	8.9	-	-	42.3	57.7
研究職給料表		285	42.6	19.8	99.3	0.4	0.4	-	83.2	16.8
医療職給料表(一)		39	37.7	14.2	100.0	-	-	-	74.4	25.6
医療職給料表(二)		278	44.9	22.4	73.0	27.0	-	-	23.7	76.3
医療職給料表(三)		68	46.6	24.3	95.6	4.4	-	-	0.0	100.0

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で3,267円(0.8%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは教育職給料表(三)(イ)で5,740円(1.3%)減少しているが、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(三)では増加している。

給料表	区分	平成23年(A)	平成22年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		405,513 円	408,780 円	99.2 %
行政職給料表		387,931	386,859	100.3
公安職給料表		356,414	358,216	99.5
教育職給料表(二)(ロ)		441,013	445,147	99.1
教育職給料表(三)(イ)		420,593	426,333	98.7
研究職給料表		398,561	395,868	100.7
医療職給料表(一)		813,340	818,567	99.4
医療職給料表(二)		382,290	386,467	98.9
医療職給料表(三)		394,292	392,629	100.4

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,166 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	273	130	92	51
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	30	21	2	7
製 造 業	134	51	55	28
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	44	25	11	8
卸 売 業、小 売 業	34	20	7	7
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	12	7	5	0
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	19	6	12	1

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が 37 あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢階層等の条件が対応すると認められる者について、平成 23 年 4 月分の給与を、県職員を基準とするラスパイレ方式で比較したところ、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 147 円 (0.04%) 上回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
391,053 円	391,200 円	$\Delta 147$ 円 ($\Delta 0.04\%$)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレ方式)。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 6,281 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 6,172 人である。

イ 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,686円
配偶者と子1人	19,031円
配偶者と子2人	26,084円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(備考) 県職員に係る扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

ウ 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支給の有無	事業所の割合
支給	53.4%
非支給	46.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満

(備考) 県職員に係る住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

エ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成22年8月から平成23年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.97月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	
	下半期(A1)	355,574円	254,726円
	上半期(A2)	354,513円	256,101円
特別給の支給額	下半期(B1)	706,099円	450,498円
	上半期(B2)	700,233円	448,304円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	1.99月分	1.77月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	1.98月分	1.75月分
	年間計	3.97月分	3.52月分

(注) 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、3.95月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成23年10月28日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告（要旨）

ア 平成23年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

本年の人事院勧告においては、月例給については、公務員給与が民間給与を上回っていることから、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定を行う一方、期末手当及び勤勉手当については、民間の年間支給割合の状況等から改定を行うべきとの判断に至らなかったとして改定を見送っている。

次に、職種別民間給与実態調査により、県内民間事業所の本年の春季賃金改定動向等をみると、定期昇給を実施した事業所の割合が昨年より増える等の反面、雇用調整を実施した事業所の割合は依然として高い水準にあり、なかでも一時帰休・休業を実施した事業所の割合は昨年よりも増加する等、引き続き厳しい状況にあることがうかがわれる。

一方、職員給与は、昨年の民間給与との較差（1,469円）に基づき給与改定を行ったこと、民間給与との比較対象となる職員の平均年齢が上昇していること等に伴い、昨年より増加している。その結果、本年4月現在における職員給与と民間給与を比較すると、職員給与が民間給与を上回っている状況にある。

これら諸般の事情を勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 給料表等

人事院は、本年、医療職俸給表(一)等を除く俸給表について、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ改定を行い、上位の級、号俸の俸給月額引下げ幅を大きくすることとしている。

基本的に給与制度については、国家公務員の給与制度に準拠することが適当と考えられることから、人事院における俸給表改定の考え方は本県においても取り入れるべきであり、給料表については、国家公務員の俸給表の改定に準じて改定を行う必要がある。

なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考に、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

また、本県においては、平成23年4月から県内に勤務する職員の地域手当の支給地域及び支給割合を固定したことに伴い、職員給与と民間給与の較差の均衡を図るため、給料表の備考欄等により一律の水準調整を行っているが、本年の給与改定においても民間給与との較差を踏まえて、同様の調整を行うことが適当である。

次に、給料表について上記のとおり改定を行うことを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号）附則第7条の規定による給料（以下「経過措置額」という。）についても、医療職給料表(一)の適用者及び第2

号任期付研究員を除き、引き下げる必要がある。引下げ後の経過措置額の算定基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係るこれまでの経過措置額の引下げ率及び本年の行政職給料表の最大の号給別改定率(△0.23%)を考慮して定めた率を乗じて得た額とすることが適当である。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合(3.97月分)が、現行の職員の年間支給月数(3.95月)とおおむね均衡していることから、本年は改定を行わないことが適当である。

(ウ) 改定の実施時期等

上記(ア)は、職員の給与水準を引き下げる内容であるため、国家公務員の改定に準じて、本年4月に遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日。以下「実施日」という。)から実施することが適当である。

なお、この場合においても、本年4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で公務と民間の均衡を図るための所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものである。

具体的な調整方法としては、行政職給料表については、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率(△0.05%)を乗じて得た額に、本年4月から実施日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、実施日までに支給された期末手当及び勤勉手当に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして、平成24年3月期の期末手当の額において調整することが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(一)及び第2号任期付研究員の給料表を除き、行政職給料表と同様の調整を行うことが適当である。

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 給与構造改革への対応

A 給与構造改革の進捗状況等

国においては、平成18年度から、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、年功的給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換等の給与構造改革を進め、昨年度、当初予定していた制度の見直し等がすべて終了した。本県においても、平成18年度から給与構造改革に基づく国家公務員の俸給表に準じた給料表の導入、勤務実績の給与への反映等を実施するとともに、平成23年4月から県内に勤務する職員へ支給する地域手当の暫定的な支給割合等による措置を廃止し、支給地域及び支給割合を固定したところであり、これにより当初予定していた諸制度の導入が終了することとなった。

B 給与構造改革における経過措置

平成18年度から実施した給与構造改革においては、給料表水準の平均4.8%(最大約7%)の引下げを行ったが、この引下げに当たっては給料が基本給の性格を有することを考慮し、新たな

な給料表の給料月額が平成 18 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない職員に対して、その差額を支給する経過措置を講じてきた。当該経過措置は、民間企業における給与体系の見直しにおいても急激な不利益変更を行わず何らかの経過措置を講じていることを考慮し、国と同様に設けたものである。

本年、人事院は、高齢層における官民の給与差をみると依然として公務が民間を上回っていることや、平成 25 年度からの定年の段階的な引上げを見据えた場合、高齢層職員の給与水準の是正を図る必要があるとして、経過措置額の廃止を勧告した。

本人事委員会としては、給与構造改革に伴う諸制度の導入が終了したことや、国と同様に世代間の給与配分の適正化を図る必要があること等を踏まえると、経過措置額については国に準じて早期に廃止することが適当と考える。一方で、教育職給料表といった都道府県独自の給料表の適用者など、本県職員への支給実態等を踏まえる必要があることから、廃止に向けた措置等については、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、来年度に向けて検討を進めていくこととする。

(イ) 50 歳台後半層の職員の給与

人事院は、昨年、当面の措置として、公務員給与と民間給与との較差を解消するための措置を通じて、50 歳台後半層の給与水準の是正を図るとして、50 歳台後半層の一定の職員の俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減じて支給する勧告を行った。

本県では、昨年は民間給与が職員給与を上回っている状況にあること等から、当該給与抑制措置について実施しないことが適当であるとしたところであるが、本年においても、民間給与と職員給与との間に、国ほど大きな較差が生じていないこと等から実施しないことが適当と考える。

50 歳台後半層の職員の給与については、引き続き、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、調査、研究していく。

(ウ) 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当について、民間給与と職員給与の較差への影響や、職員の居住実態、手当の定着の度合いを考慮する必要もあることから、本年の改定は見送ることが適当と考えるが、国においては既に廃止され、他の都道府県においても廃止する傾向が続いていることから、引き続き、他の都道府県の動向等を注視し、調査、研究していくこととする。

(エ) 特地勤務手当等

特地勤務手当等については、国の特地官署等の指定の見直しを踏まえて検討したところ、見直し後の国の指定基準は簡素で客観的なものとなっており、また本県においては、これまで国の特地官署等の改定に準じてきたことから、平成 24 年 4 月から国の改定に準じて特地公署等の指定の見直しを行う必要がある。

(オ) へき地手当等

へき地手当等について、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）の一部改正に伴い、平成 24 年 4 月からへき地学校等の指定が文部科学省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることとされたことを踏まえ、指定の基準について本県の実情にあったものとなるように見直す必要がある。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める職員の給与決定原則に基づいた給与制度の運用が望まれる。

本年、本人事委員会は、民間給与との較差等を踏まえ、月例給の水準を引き下げることを求めるものであるが、職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託にこたえるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（要旨）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 改定の内容

(ア) 給料表

A 現行の給料表（医療職給料表(一)及び第2号任期付研究員の給料表を除く。）を別表1から別表7までのとおり改定すること（別表1から別表7 略）。

B 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）第5条第1項及び第2項並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）第6条第1項に規定する給料月額に乘ずる割合を100分の98.59とすること

(イ) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号。以下「平成17年市町立学校職員改正条例」という。）附則第7条の規定による給料

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者においては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること

A 平成22年1月1日において現行の平成17年改正条例附則第9条第1項各号に掲げる職員以外の職員又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）第3条第1項各号に規定する給料表の適用を受ける職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ現行の平成17年市町立学校職員改正条例附則第7条第1項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員であった者

(Bにおいて「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の97.76

B 平成21年度減額改定対象職員以外の職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び第2号任期付研究員を除く。) 100分の97.93

C 第2号任期付研究員 100分の98.33

イ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日。以下「条例公布日の翌月の初日」という。)から実施すること

(イ) 平成24年3月に支給する期末手当に関する特例措置

A 平成24年3月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に在職期間に応じた割合を乗じて得た額(以下「基準額」という。)から、(a)、(b)及び(c)に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しないこととすること

(a) 平成23年4月1日(同月2日から条例公布日の翌月の初日の前日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(平成17年改正条例附則第9条又は平成17年市町立学校職員改正条例附則第7条の適用を受けない職員に限る。)、医療職給料表(一)の適用を受ける職員、第2号任期付研究員若しくは第1号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が1号給から3号給までであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、管理職手当及び教職調整額の月額合計額に100分の0.05を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額(表略)

(b) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.05を乗じて得た額

(c) 平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.05を乗じて得た額

B その他平成 24 年 3 月に支給される期末手当の特例に関し必要な措置を講じること

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告（要旨）

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の育成

人口減少・少子高齢化、経済分野を始めとするグローバル化の進展など、社会経済情勢や公務員を取り巻く環境が大きく変化する中、複雑・高度化した行政課題に的確に対応し、質の高い行政運営を進めていくためには、多様で有為な人材を確保するとともに、職員の力を引き出す人材育成を進め、組織の総合力の一層の向上を図っていくことが不可欠である。

(ア) 人材の確保と育成

職員採用試験の受験者の確保は、少子化に伴う受験年齢人口の減少などにより、今後も厳しい状況が続くと見込まれる。

採用試験制度については、これまで人物重視や透明性の確保の観点から改善に努めるとともに、多様な経験を有する者を採用し、職員の年齢構成を是正するため社会人経験者等採用試験を昨年度から実施するなど見直しに取り組んできた。

一方で、国においては、従前のキャリアシステムを見直した新たな採用試験を平成 24 年度から導入し、能力・実績に基づく人事管理への転換の契機とすることとしており、また他の都道府県においても特別枠や早期枠の設置など人材確保に向けた取組が行われている。

多様で優秀な人材を確保するための採用試験のあり方については、こうした動向も踏まえながら、不断の研究・見直しを行っていく必要がある。

また、任命権者と連携を図りながら、求める人材や公務の魅力積極的に情報発信することにより、多くの受験者を確保し、行政課題に果敢に取り組む人材の獲得に努めていくことも必要である。

さらに、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、各任命権者において、人材育成の基本的な計画を策定し、実行されてきたところである。引き続き、職務段階に応じた職員一人ひとりの能力の開発・向上につながる OJT（日々の仕事を通じての人材育成）や目標管理・評価制度を通じた指導など効果的な人材育成の取組が求められる。

(イ) 人事評価制度の充実

人事評価は、職員の能力や実績を公正かつ客観的に把握し、その結果に基づいた適正な人事管理を行うことにより、人材の育成を図ることができる重要なツールである。

国においては、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎と位置付ける新たな人事評価制度が平成 21 年 4 月から導入されたところである。

本県においても、各任命権者による人事評価制度の運用が行われ、管理職を対象とした査定昇給や勤勉手当の成績率の運用が行われてきた。

また、本年度、知事部局において管理職から一般職員まで一貫した目標管理・評価システムが実施され、育成面談・苦情処理制度の拡充など公正かつ客観的な人事評価を導入するための様々な取

組が進められているところである。

個々の職員の制度や評価に対する信頼性を高める措置を講じながら、評価結果の任用や給与等への活用を進めるなど、職員の能力・実績に基づく人事評価制度の充実を早期に図っていく必要がある。

イ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する課題

（ア）時間外勤務の縮減

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすようワーク・ライフ・バランスの取組を進めることは重要であり、なかでも、時間外勤務の縮減は、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組むべき重要な課題である。

昨年度の時間外勤務の状況は、全体としては改善したとは言えないが、今年度、各任命権者においては、経営戦略会議等を中心とした業務改善の取組等を強化されてきており、一部その成果が見受けられる。

引き続き、各任命権者は、管理監督者に対し、所掌する事務・事業内容を的確に把握し、職員の心身両面の健康に配慮しつつ、勤務時間の適正な管理を行うよう徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等により時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

（イ）両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

本県においては、各任命権者が平成 17 年に策定された特定事業主行動計画を、平成 22 年及び平成 23 年に改定されながら、計画的に育児に関する両立支援の取組が行われているところである。

こうした中、男性職員の育児参加については、各任命権者において制度周知等がなされているが、利用実態に大きな改善が見られない状況にある。このため、引き続き制度について職員の理解を深めるとともに、職場内で利用しやすい環境づくりなどに取り組む必要がある。

また、男性職員の育児参加を促進する観点から、1 か月以下の育児休業を取得した職員について、期末手当の支給割合を減じないための措置を、国に準じて講じる必要がある。

（ウ）長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤の解消については、任命権者においてこれまで種々の努力が行われてきたところであるが、十分な解消が見られないのが現状である。

職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、職員の長距離・長時間通勤を解消する必要があることについては、これまでも指摘してきたところである。

効率的な公務運営と人事異動における適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策が求められている中で、長距離・長時間通勤の現状を踏まえ、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

ウ 公務運営に関する課題

（ア）高齢期の職員の雇用問題

人事院は、本格的な高齢社会において、公務能率を確保しながら、職員の能力を十分に活用して

いくためには、年金支給年齢の引上げに合わせて、平成 25 年度から、定年年齢を段階的に 65 歳まで引き上げることが適当として、具体の立法措置のための意見の申出を行ったところである。

意見の申出では、民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60 歳を超える職員の給与水準を設定するとともに、役職定年制の導入等によって組織活力を維持し、また短時間勤務制の導入等によって多様な働き方を選択できるようにすること等の内容が示されている。

地方公務員の定年は、地方公務員法において、国の職員につき定めている定年を基準として条例で定めることとされていることから、地方公務員についても同様に関係法令や諸制度の改正が行われることが想定される。

これらの制度の見直しは、給与制度も含めた採用から退職に至るまでの人事管理全体に影響を及ぼす問題であり、法改正等の国の動きを注視しつつ、制度改正に向けた具体的な検討を進めていく必要がある。

(イ) 職員の健康管理

職員の健康管理は、個々の職員にとってはもちろん、効率的な公務運営を確保するために、組織全体にとっても重要な問題である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、精神疾患による休職者が多数にのぼっており、早急な対策が求められている。

メンタルヘルスの対策としては、予防や早期発見・早期対応の観点に立った取組が重要であり、各任命権者において、保健師を配置する等の取組が実施されているが、職員が気軽に悩み事等の相談ができるよう相談体制の充実等に取り組む必要がある。

また、職場内の予防の観点では、心身の健康に影響を及ぼすようなストレスを低減するための取組として、上司と部下、同僚職員間の対話などにより良好なコミュニケーションを図り、職員の相互理解を深めつつ、職場全体で心身の健康についての意識を高める必要がある。

病気休暇等から復帰する職員の円滑な職場復帰、再発防止の観点では、引き続き職場復帰支援制度に基づいて、個々の職員の実態に応じ対応をする必要がある。

なお、病気休暇制度については、昨年度、国において1回の病気休暇の上限設定及び期間の通算制度等について見直しが行われたところであり、本県においても、国や他の都道府県における状況等を踏まえて制度を見直す必要がある。

(ウ) その他

本年6月、非現業国家公務員への協約締結権の付与、人事院勧告制度の廃止等、自律的労使関係制度の措置に関する内容を含む国家公務員制度改革関連法案が国会に提出された。

また、これを踏まえ、地方公務員についても、国家公務員と同様の新たな労使関係制度を設けるという基本的な考え方が示されたところであり、今後、こうした国の動向を十分注視する必要がある。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 給料表

本人事業委員会が平成 23 年 10 月 28 日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告（以下「報告」という。）」のとおり改正された。（平成 24 年 1 月 1 日適用）

- (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 64 号）附則第 9 条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 65 号）附則第 7 条の規定による給料
報告のとおり改正された。（平成 24 年 1 月 1 日適用）

審 查 関 係 事 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には不服申立て（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

不服申立て及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する不服申立て

平成12年（不）第2号～第1304号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教職員（1,304名） 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成11年12月28日，平成12年2月10日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分事由	「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況調べ」を適正に記入し、提出するように校長から職務命令が出されていたにもかかわらずこれに従わなかったことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地公法第32条及び信用失墜行為を禁止した地公法第33条に違反する。
3 不服申立理由の要旨	
	いわゆる「組合年休」は、1972年に県教委との間で交わされた覚書等をもとに労使慣行として行われてきた。「回復措置」の一部として組合年休が行使されていたものであり、このことは県教委として「周知の事実」であった。
	「県立学校長に対する事務委任規程」にあるように教職員の服務監督権限は学校長にあり、県教委が校長の服務監督権限を越えて「自己申告」を求めるのは不当である。
	「組合年休」を一方向的に違法行為とし、処分を前提として「自己申告」を求めるのは、自白の強要であり、憲法第38条違反である。また時間の特定が不可能であったため「記憶にない」と書いて提出せざるを得なかった者もいるが、職務命令に応じて提出したにもかかわらず、地公法第32条違反を根拠とする処分は不当である。
4 審査の経過	
平成12年2月4日	不服申立て（1,303名）
平成12年2月21日	不服申立て（1名）
平成12年2月23日	受理（1,261名）
〃	却下（43名：申立ての資格を欠く）
平成12年7月13日～平成17年6月14日	取下げ（計29名）
平成17年6月29日	第1回準備手続
平成17年8月2日	第2回準備手続
平成17年8月22日	取下げ（1名）
平成17年8月26日	取下げ（1名）
平成17年9月1日	第1回口頭審理
平成17年11月22日	第2回口頭審理
平成17年12月21日	第3回口頭審理
平成18年1月6日	取下げ（1名）
平成18年2月9日	第4回口頭審理
平成18年3月28日	第5回口頭審理
平成18年4月25日	第6回口頭審理
平成18年5月30日	第7回口頭審理
平成18年6月6日	取下げ（1名）
平成18年7月6日	第8回口頭審理
平成18年8月7日	第9回口頭審理

平成18年8月9日	取下げ(1名)
平成18年9月12日	第10回口頭審理
平成18年10月30日	第11回口頭審理
平成18年11月28日	第12回口頭審理
平成19年1月24日	第13回口頭審理
平成19年3月28日	第14回口頭審理
平成19年5月22日	第15回口頭審理
平成19年7月5日	第16回口頭審理
平成19年9月26日	取下げ(1名)
平成19年10月29日	第17回口頭審理
平成20年2月13日	第18回口頭審理
平成20年3月24日	第19回口頭審理
平成20年4月13日	取下げ(1名)
平成20年4月23日	第20回口頭審理
平成20年5月28日	第21回口頭審理
平成20年8月20日	第22回口頭審理
平成20年10月15日	第23回口頭審理
”	取下げ(11名)
平成21年5月18日	取下げ(1名)
平成21年6月26日	取下げ(1名)
平成22年12月28日	取下げ(1名)

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年(不)第25号~第65号事案

平成14年(不)第5号,第6号,第67号~第70号事案 (戒告処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教職員
(平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名)
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった(職務命令違反,信用失墜行為)。これまでも同様の行為を行っているもの。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令は、国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し、憲法の保障する思想及び良心の自由、表現の自由、教育の自由を侵害しているものである。
 - (2) 職務命令を受けていない。
 - (3) 地公法第33条違反(信用失墜行為)については処分事由として成立しない。
- 4 審査の経過

平成13年7月2日	13年度入学式分不服申立て
平成13年7月17日	13年度入学式分受理
平成14年5月23日, 24日	13年度卒業式分不服申立て
平成14年6月10日	13年度卒業式分受理
平成14年6月21日	14年度入学式分不服申立て
平成14年7月3日	14年度入学式分受理
平成16年12月14日	47件を併合
平成23年度末現在	準備書面提出後,準備手続前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年（不）第66号～第101号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教職員（36名）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成13年5月11日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことで文書訓告を受け、平成13年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席したことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令を受けていない。
 - (2) 職務命令の内容が憲法等に違反する。
 - (3) 起立しなかったのは、正当な教育活動の実践である。
 - (4) 法令違反であるとしても、その程度に対して懲戒は重すぎる。
- 4 審査の経過

平成13年7月2日 不服申立て
平成13年7月17日 受理
平成14年5月17日 取下げ（1名）
平成23年10月31日～
平成24年1月27日 取下げ（35名）
平成23年度末現在 全て取下げ
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成14年（不）第7号～第19号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（13名）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成14年3月28日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 次の行為（審査請求人ごとに異なる。）は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。
ア 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年3月30日付けで文書訓告を受け、また、平成13年度入学式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年5月11日付けで戒告を受け、さらに、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。
イ 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年3月30日付けで文書訓告等を受け、また、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。
ウ 平成13年度入学式の国歌斉唱時に着席（退場）したことにより平成13年5月11日付けで文書訓告を受け、また、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令を受けていない。
 - (2) 職務命令の内容が憲法に違反する。
 - (3) 地公法第33条違反となる理由が理解できない。
- 4 審査の経過

平成14年5月27日 不服申立て
平成14年6月10日 受理
平成23年10月31日～
平成24年2月8日 取下げ（12名）
平成23年度末現在 準備書面の交換途中（1名）
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成14年（不）第72号～第78号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（7名）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成14年5月10日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 これまでにも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず（退場したり）起立しないという行為を行っているところであるが、平成14年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう（又は入学式に参加するよう）職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立（又は式に参加）しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令を受けていない。
 - (2) 職務命令の内容が憲法等に違反する。
 - (3) 新学期に備えて、教材の準備を職員室で行っていた行為を処分の対象とするのはおかしい。
- 4 審査の経過
平成14年7月3日 不服申立て
平成14年7月9日 受理
平成23年11月4日～
平成23年12月16日 取下げ（5名）
平成23年度末現在 準備書面の交換途中（2名）
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第15号～第22号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（8名）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成15年3月28日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 これまでにも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず起立しないという行為を行っているところであるが、平成14年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 職務命令を受けていない。
 - (2) 君が代斉唱時に起立を求める職務命令は、効力を有しない。
 - (3) 憲法に違反する。
 - (4) 体調が悪くなったため着席していたものである。
- 4 審査の経過
平成15年5月27日 不服申立て
平成15年6月10日 受理
平成23年11月4日～
平成24年2月8日 取下げ（4名）
平成23年度末現在 準備書面の提出前（4名）
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第46号～第48号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう（又は入学式に参加するよう）職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立（又は式に参加）しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも、職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 理由もなく納得できないことに従うことはできない。
 - (2) 転勤して間もない者に対して詳しい説明がなかったため参加できなかった。
 - (3) 事情を聞くことなく処分された。
- 4 審査の経過
平成15年6月30日 不服申立て
平成15年7月16日 受理
平成23年12月15日 取下げ（1名）
平成23年度末現在 準備書面の提出前（2名）
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第49号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも、職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成15年7月3日 不服申立て
平成15年7月16日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第50号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも、職務命令に反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成15年7月3日 不服申立て
平成15年7月16日 受理

平成23年度末現在	準備書面の提出前
5 審査の方法	公開口頭審理

平成16年（不）第14号～第18号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教員（5名）・元県立学校教員（1名） 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成16年3月30日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成15年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	(1) 憲法に違反する。 (2) 口頭による職務命令は、職務命令として受け入れられない。 (3) 君が代斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。
4 審査の経過	平成16年5月25日 不服申立て 平成16年6月14日 5件受理・1件却下 平成23年10月31日～ 平成24年2月8日 取下げ（4名） 平成23年度末現在 準備書面の提出前（2名）
5 審査の方法	公開口頭審理

平成16年（不）第38号～第40号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教員（3名） 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成15年5月14日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成16年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	(1) 国旗国歌法には義務条項がない。職務命令に法的根拠がなく、起立・斉唱をしなくても信用失墜行為にならない。 (2) 本件処分は、国家権力による教育支配を進めようとする行為である。 (3) 本件職務命令は、憲法に違反し、効力を有しない。 (4) 君が代斉唱時に立たなければならない理由がない。理由もなく納得できないことに従うことはできない。
4 審査の経過	平成16年7月12日 不服申立て 平成16年8月4日 受理 平成23年11月4日 取下げ（1名） 平成24年2月8日 取下げ（1名） 平成23年度末現在 準備書面の提出前（1名）
5 審査の方法	公開口頭審理

平成17年（不）第2号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第3号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第4号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過
平成17年4月15日 不服申立て
平成17年5月30日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第7号～第9号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 憲法に違反する。
 - (2) 職務命令を受けていない。
 - (3) 「日の丸」「君が代」を卒業式で行う理由、斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。
- 4 審査の経過
平成17年5月20日 不服申立て
平成16年5月30日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
起立斉唱を強制する職務命令は、憲法及び教育基本法に違反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成17年6月4日 不服申立て
平成17年6月14日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第15号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
 - (1) 国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが、憲法、教育基本法に違反する。
 - (2) 戦争業務命令に抗した行為に罰せられる点はない。
- 4 審査の経過
平成17年5月16日 不服申立て
平成17年6月20日 受理

平成23年度末現在	準備書面の提出前
5 審査の方法	公開口頭審理

平成17年（不）第16号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 市町村立学校教員 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成17年5月13日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	「職務命令違反」「信用失墜行為」を理由としたこの処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した不当な処分である。
4 審査の経過	平成17年7月7日 不服申立て 平成17年7月21日 受理 平成23年度末現在 準備書面の提出前
5 審査の方法	公開口頭審理

平成17年（不）第17号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 市町村立学校教員 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成17年5月13日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	国歌斉唱時の着席に対して職務命令が発令されたり処分が行われたりすることは、憲法や教育基本法に反するものである。
4 審査の経過	平成17年7月9日 不服申立て 平成17年7月21日 受理 平成23年度末現在 準備書面の提出前
5 審査の方法	公開口頭審理

平成17年（不）第18号～第20号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教員（3名） 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成17年5月13日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	(1) 処分は憲法に違反するものである。 (2) 「日の丸」「君が代」を卒業式で行う理由、斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。

(3) 本人に事情を聞くことなく経済的な不利益をもたらす処分を行ったことは遺憾である。

4 審査の経過

平成17年7月8日 不服申立て
平成17年7月21日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前

5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年(不)第1号事案(戒告処分取消請求)

1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成18年3月30日
(2) 処分内容 戒告
(3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3 不服申立理由の要旨

この戒告処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した県教育委員会の指示・命令に基づく学校長の職務命令に従わなかったということを理由にしたものであって、不当な処分である。

4 審査の経過

平成18年4月13日 不服申立て
平成18年5月12日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前

5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年(不)第2号事案(戒告処分取消請求)

1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成18年3月30日
(2) 処分内容 戒告
(3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3 不服申立理由の要旨

国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。

4 審査の経過

平成18年4月17日 不服申立て
平成18年5月12日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前

5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年(不)第3号事案(戒告処分取消請求)

1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成18年3月30日
(2) 処分内容 戒告
(3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反、信用失墜行為)。

なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3 不服申立理由の要旨

国歌斉唱時に規律させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。

4 審査の経過

平成18年4月17日 不服申立て
平成18年5月12日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前

5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第4号～第9号事案（戒告処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 県立学校教員（6名）
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成18年3月30日
(2) 処分内容 戒告
(3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3 不服申立理由の要旨

- (1) 憲法に違反する。
(2) 職務命令を出された覚えがない。
(3) 職務命令によって国歌斉唱時に起立させる行為は内心の自由を踏みにじる許しがたい行為である。
(4) 国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。
(5) 起立しなければならない理由がない。理由もなく納得のいかないことに従うことはできない。
(6) 教頭が突然近寄って「君が代」演奏中執拗に追いかけられた。恐怖のあまり立ち上がれないほど動揺させられたものである。

4 審査の経過

平成18年5月19日 不服申立て
平成18年5月22日 受理
平成23年10月31日 取下げ（1名）
平成23年11月5日 取下げ（1名）
平成24年2月8日 取下げ（1名）
平成23年度末現在 準備書面の提出前（3名）

5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第10・11号事案（転任処分取消請求）

平成19年（不）第3号事案（転任処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 市町立学校教員
(平成18年分2名・平成19年分1名)
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成18年4月1日・平成19年4月1日
(2) 処分内容 転任

3 不服申立理由の要旨

- (1) 留任希望が無視された。
(2) 組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。
(3) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。
(4) 異動を希望せず、希望と異なる異動が行われた。

4 審査の経過

平成18年5月16日 平成18年分不服申立て
平成18年8月23日 平成18年分受理

平成19年5月14日	平成19年分不服申立て
平成19年5月21日	平成19年分受理
平成22年4月23日	併合
平成22年11月11日	準備手続
平成22年1月13日	第1回口頭審理
平成23年3月30日	第2回口頭審理
平成23年4月28日	第3回口頭審理
平成23年6月7日	第4回口頭審理
平成23年8月30日	第5回口頭審理
平成23年10月17日	第6回口頭審理
平成24年1月31日	全て却下
5 審査の方法	公開口頭審理

平成18年（不）第22号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 市町村立学校教員 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成18年5月12日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	国歌斉唱時に規律させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
4 審査の経過	平成18年5月12日 不服申立て 平成18年5月22日 受理 平成23年度末現在 準備書面の提出前
5 審査の方法	公開口頭審理

平成18年（不）第23号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者	審査請求人 市町村立学校教員 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 平成18年3月30日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	「君が代」斉唱時に規律・斉唱をするよう発せられた職務命令自体が憲法及び教育基本法に違反するものであり、それにより発生する処分は不当なものである。
4 審査の経過	平成18年5月20日 不服申立て 平成18年6月19日 受理 平成23年度末現在 準備書面の提出前
5 審査の方法	公開口頭審理

平成18年（不）第24号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
「君が代」斉唱時に規律・斉唱をするよう発せられた職務命令自体が憲法及び教育基本法に違反するものであり、それにより発生する処分は不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年5月20日 不服申立て
平成18年6月19日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第25号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過
平成18年5月12日 不服申立て
平成18年6月19日 受理
平成23年度末現在 準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第26・27号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（2名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
- 4 審査の経過
平成18年7月7日 不服申立て
平成18年7月31日 受理
平成24年2月8日 取下げ（1名）

平成23年度末現在 準備書面の提出前 (1名)
5 審査の方法 公開口頭審理

平成19年(不)第4号~第11号事案(転任処分取消請求)
平成20年(不)第2号~5号(転任処分取消請求)
平成21年(不)第7号~8号(転任処分取消請求)
1 当事者 審査請求人 県立学校教員 (平成19年分8名・平成20年分4名・平成21年分2名) 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容
(1) 処分年月日 平成19年4月1日・平成20年4月1日・平成21年4月1日
(2) 処分内容 転任
3 不服申立理由の要旨
(1) 通勤時間が増大した。
(2) 健康に不安がある。
(3) 育児・介護等の家庭生活に支障が出る。
(4) 教育活動が中断させられた。
(5) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。
(6) 異動を希望せず、希望と異なる異動が行われた。
(7) 短期間(2年)で異動させられた。
4 審査の経過
平成19年5月18日 平成19年分不服申立て
平成19年9月3日 平成19年分4件受理, 4件却下
平成20年5月23日 平成20年分不服申立て
平成20年6月27日 平成20年分受理
平成21年5月22日 平成21年分不服申立て
平成21年6月22日 平成21年分受理
平成22年1月15日 平成20年分1件取下げ
平成22年5月28日 平成21年分1件取下げ
平成22年6月11日 併合
平成22年12月1・24日 準備手続
平成22年12月14日 平成19年分1件取下げ
平成23年3月15日 第1回口頭審理
平成23年5月17日 第2回口頭審理
平成23年6月21日 第3回口頭審理
平成23年8月2日 第4回口頭審理
平成23年9月13日 第5回口頭審理
平成23年11月8日 第6回口頭審理
平成23年12月26日 第7回口頭審理
平成24年3月27日 全て却下
5 審査の方法 公開口頭審理

平成19年(不)第12号~14号事案(戒告処分取消請求)
1 当事者 審査請求人 県立学校教員(3名) 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容
(1) 処分年月日 平成19年3月29日
(2) 処分内容 戒告
(3) 処分事由 平成18年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった。このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

3	不服申立ての理由の要旨	国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
4	審査の経過	平成19年5月25日 不服申立て 平成19年6月15日 受理 平成23年11月4日 取下げ（1名） 平成24年2月8日 取下げ（1名） 平成23年度末現在 準備書面の提出前（1名）
5	審査の方法	公開口頭審理

平成19年（不）第15号～19号事案（戒告処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	県立学校教員（5名）
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	(1) 処分年月日 平成19年5月11日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成19年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3	不服申立理由の要旨	国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
4	審査の経過	平成19年7月5日 不服申立て 平成19年7月31日 受理 平成24年2月8日 取下げ（1名） 平成23年度末現在 準備書面の提出前（4名）
5	審査の方法	公開口頭審理

平成20年（不）第6号～10号事案（戒告処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	県立学校教員（5名）
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	(1) 処分年月日 平成20年3月28日 (2) 処分内容 戒告 (3) 処分事由 平成19年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3	不服申立理由の要旨	国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
4	審査の経過	平成20年5月23日 不服申立て 平成20年5月28日 受理 平成23年11月29日 取下げ（1名） 平成24年2月22日 取下げ（1名） 平成23年度末現在 準備書面の提出前（3名）
5	審査の方法	公開口頭審理

平成20年（不）第11号～14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（4名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成20年5月9日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成20年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過
平成20年7月4日 不服申立て
平成20年7月10日 受理
平成24年2月22日 取下げ（1名）
平成23年度未現在 準備書面の提出前（3名）
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年（不）第3号～6号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（4名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成21年3月30日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成20年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。学習指導要領の逸脱になるのではないか。
- 4 審査の経過
平成21年5月21日 不服申立て
平成21年6月3日 受理
平成23年11月5日 取下げ（1名）
平成24年2月22日 取下げ（1名）
平成23年度未現在 準備書面の提出前（2名）
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年（不）第9号～10号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（2名）
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成21年5月8日
 - (2) 処分内容 戒 告
 - (3) 処分事由 平成21年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。

4	審査の経過	
	平成21年6月22日	不服申立て
	平成21年6月30日	受理
	平成23年度末現在	準備書面の提出前
5	審査の方法	公開口頭審理

平成21年（不）第11号事案（戒告処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	小中学校教員
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	
	(1) 処分年月日	平成21年10月15日
	(2) 処分内容	戒告
	(3) 処分事由	平成21年8月6日に行なわれる研修に参加するよう校長から職務命令を受けていたにもかかわらず、同研修に参加せず、更に所属校においても勤務しなかった。（職務命令違反、信用失墜行為）
3	不服申立理由の要旨	
	年休の申請に対して理由なく時季変更権を行使したこと、研修参加を職務命令をもって強制したこと、8月6日という原爆の日に研修日を設定したこと等、あらゆる意味で違法な処分である。	
4	審査の経過	
	平成21年10月15日	不服申立て
	平成21年10月20日	受理
	平成22年7月2日	準備手続
	平成22年9月13日	第1回口頭審理
	平成22年10月26日	第2回口頭審理
	平成22年11月19日	第3回口頭審理
5	審査の方法	公開口頭審理

平成22年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	県立学校教員
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	
	(1) 処分年月日	平成22年3月29日
	(2) 処分内容	戒告
	(3) 処分事由	平成21年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行った。
3	不服申立理由の要旨	
	国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。	
4	審査の経過	
	平成22年3月31日	不服申立て
	平成22年4月7日	受理
	平成23年度末現在	準備書面の提出前
5	審査の方法	公開口頭審理

平成22年（不）第2・3号事案（転任処分取消請求）		
1	当事者 審査請求人	市町立学校教員（2名）
	処分者	広島県教育委員会
2	処分の内容	
	(1) 処分年月日	平成22年4月1日
	(2) 処分内容	転任

3	不服申立理由の要旨
(1)	組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。
(2)	希望と異なる異動が行われた。
(3)	通勤時間が増大した。
4	審査の経過
	平成22年5月11日 不服申立て
	平成22年9月1日 1件受理, 1件却下
	平成23年度末現在 準備書面の交換途中
5	審査の方法 公開口頭審理

平成22年(不)第4・5号事案(戒告処分取消請求)	
1	当事者 審査請求人 県立学校教員(2名) 処分者 広島県教育委員会
2	処分の内容
(1)	処分年月日 平成22年3月29日
(2)	処分内容 戒告
(3)	処分事由 平成21年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった(職務命令違反, 信用失墜行為)。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行った。
3	不服申立理由の要旨 国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
4	審査の経過
	平成22年5月20日 不服申立て
	平成22年5月26日 受理
	平成23年度末現在 準備書面の提出前
5	審査の方法 公開口頭審理

平成22年(不)第6号~15号事案(転任処分取消請求)	
1	当事者 審査請求人 県立学校教員(10名) 処分者 広島県教育委員会
2	処分の内容
(1)	処分年月日 平成22年4月1日
(2)	処分内容 転任
3	不服申立理由の要旨
(1)	通勤距離・通勤時間が増大した。
(2)	本人の健康に悪影響が生じている。
(3)	育児・介護等の家庭生活に支障が出る。
(4)	職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。
(5)	希望に沿わない異動が行われた。
(6)	短期間で異動させられた。
(7)	通勤に係る自己負担が生じた。
4	審査の経過
	平成22年5月21日 不服申立て
	平成22年9月1日 7件受理, 3件却下
	平成24年1月18日 22年7, 8, 11, 12, 13, 14, 15号と併合
	平成24年2月1日 取下げ(1名)
	平成24年3月21日 取下げ(1名)
	平成23年度末現在 準備書面の交換途中
5	審査の方法 公開口頭審理

平成22年（不）第16号～18号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成22年4月20日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成22年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過

平成22年6月10日	不服申立て
平成22年6月11日	受理
平成23年11月14日	取下げ（1名）
平成23年度末現在	準備書面の提出前
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成23年（不）第1号事案（懲戒処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成23年2月22日
 - (2) 処分内容 懲戒免職
 - (3) 処分事由 勤務時間中等に女子生徒を自家用車に乗せ、抱きしめてキスをしたり、太ももを触る行為などを行った。（信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨
処分理由には、キスについて請求人から行ったものではないことなどの事実誤認がある。
- 4 審査の経過

平成23年3月30日	不服申立て
平成23年4月7日	受理
平成23年7月29日	取下げ
- 5 審査の方法 非公開口頭審理

平成23年（不）第3～5号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成23年3月30日
 - (2) 処分内容 戒告
 - (3) 処分事由 平成22年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行った。
- 3 不服申立理由の要旨
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過

平成23年5月20日	不服申立て
平成23年5月27日	受理
平成23年11月5日	取下げ（1名）
平成23年度末現在	準備書面の提出前

平成23年（不）第6号～8号事案（転任処分取消請求）	
1 当事者 審査請求人	県立学校教員（3名）
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成23年4月1日
(2) 処分内容	転任
3 不服申立理由の要旨	
(1)	本人の健康に悪影響が生じている。
(2)	育児・介護等の家庭生活に支障が出る。
(3)	教育活動が中断させられた。
4 審査の経過	
平成23年5月20日	不服申立て
平成23年8月9日	受理・併合
平成24年1月18日	22年7, 8, 11, 12, 13, 14, 15号と併合
平成24年3月20日	取下げ（1名）
平成23年度末現在	準備書面の交換途中
5 審査の方法	公開口頭審理

平成23年（不）第10号, 11号事案（戒告処分取消請求）	
1 当事者 審査請求人	県立学校教員（2名）
処分者	広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成23年4月20日
(2) 処分内容	戒告
(3) 処分事由	平成23年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。 なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
3 不服申立理由の要旨	
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。	
4 審査の経過	
平成23年6月14日	不服申立て
平成23年6月21日	受理
平成23年11月5日	取下げ（1名）
平成23年度末現在	準備書面の提出前
5 審査の方法	公開口頭審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

平成11年(措)第6号~第2458号事案(超過勤務に対する措置等)	
1 当事者	要求者 市町村立学校教員(2,453名) 当局 広島県教育委員会
2 措置要求内容の要旨	(1) 1週間の勤務時間について条例どおり遵守し、週休日及び勤務時間の割り振りを明示すること (2) 原則として命じてはならない時間外勤務を命じないこと (3) 時間外勤務に対して相応分の時間による「勤務の軽減」「回復措置」を講じること (4) 休日勤務を命じないこと (5) 休日に勤務を命じる場合、事前に代休日を示すこと (6) 週休日に勤務を命じないこと (7) 週休日に勤務を命じるときは、週休日の振り替え日を事前に設けること (8) 「指定休日(4)」を4時間完全保障すること (9) 休憩時間を45分間完全保障すること (10) 県教育委員会が1998年4月1日に通知した「教育職員の超勤を縮減するための当面の対応策」を徹底すること (11) 回復措置を講じる根拠となる「勤務時間外における業務従事記録簿」を設置すること (12) 「県立及び市町村立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行に伴う諸問題についての覚え書き及び確認事項(1972年2月21日)」を遵守すること (13) 「超勤プロジェクト」において合意した事項を遵守すること (14) 勤務・労働条件について、労使対等の原則に従って交渉に応じること
3 審査の経過	平成11年12月22日 措置要求 平成12年2月2日 受理

平成12年(措)第5号~第436号事案(超過勤務に対する措置等)	
1 当事者	要求者 県立学校教員(432名) 当局 広島県教育委員会
2 措置要求内容の要旨	(1) 勤務時間の割り振りを職場長と分会で話し合い「職場協定書」を結ぶよう県教委が各職場長を指導すること (2) 時間外勤務に相応する「勤務の軽減」「回復措置」を講じること (3) 「勤務を要しない日」に勤務を命じないこと (4) やむなく「勤務を要しない日」に勤務を命じる場合は、事前に勤務の割り振りを行うこと (5) 「指定休日(4)」を完全に取得できるよう保障すること (6) 週休日に勤務を命じないこと (7) 週休日に勤務を命じるときは、週休日の振り替え日を事前に設けること (8) 「超勤プロジェクト」の「まとめ」を尊重し、話し合いを継続・機能させ、合意した事項を県教委は遵守すること (9) 県教委との「覚書」「確認」を遵守し、「通知」については、その徹底をはかること (10) 勤務・労働条件について、労使対等の原則に立って交渉に応じること
3 審査の経過	平成12年3月24日 措置要求 平成12年3月31日 受理 平成12年7月3日 取下げ(1名)

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成23年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(平成23年度)

申出人の任命権者	件数
知事	3件
教育委員会	8件
警察本部長	0件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 23 年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭 41. 10. 3	平 23. 4. 6 （役員）
広島県教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 24. 2. 20 （役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	平 24. 3. 15 （役員）
広島県学校教職員連盟	法人	昭 48. 1. 10	-
全広島教職員組合	法人	平 1. 12. 28	平 23. 4. 8 （役員）

職員団体の登録状況（受託分）

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 23 年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭 42. 4. 6	平 24. 3. 23 （規約・役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平 16. 2. 13	平 24. 1. 19 （役員）
世羅町職員労働組合	法人	平 18. 4. 7	-
神石高原町職員労働組合	法人	平 17. 2. 15	平 23. 11. 14 （規約・役員）
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭 50. 8. 11	-

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第52条第4項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲（県分）

本 庁 （平成24年3月31日現在）

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知 事 部 局	理事 局長 経営戦略審議官 危機管理監 部長 局付課長 担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 主幹 主査 主任・主事（秘書課，人事課の人事，給与，服務，職員団体担当，行政管理課の定数管理担当）
会 計 管 理 部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事（会計総務課） 主幹・主査（会計総務課の庶務，予算，総務事務システム企画担当のうち，グループリーダー業務に従事するもの）

機 関	職
教 育 委 員 会 局	教育長 教育次長 理事 参与 部長 課長（室長を含む。） 人事管理監 職員管理監 教育指導監 校務指導監 福利厚生監 社会教育監 課長代理 課長補佐 主幹（学校経営課） 主任 管理主事 総務係長 人事係長 経営戦略係長 委員会係長 秘書係長 法務係長 管理係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 企画定数係長 行政係長 給与第1係長 給与第2係長 給与第3係長 企画研修係長 振興係長 主査（総務課（人事係），教職員課（管理係を除く。）） 管理主事 人事係，秘書係，法務係，教職員課（管理係を除く。）又は企画研修係の専門員，主任及び主事（教職員課に置かれ他の地方公共団体に派遣されるものを除く。）
選挙管理委員会 事務局	事務局長 次長
人 事 委 員 会 局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・専門員・主任（任用，給与勧告，公平審査等の事務担当）
監 査 委 員 会 局	事務局長 次長 合同総務課長 主任監査監 参事
労 働 委 員 会 局	事務局長 次長 合同総務課長 主任労働監 労働監 参事（合同総務課）
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護センター	所長 総務課長
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長
広島港湾振興事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報センター	所長 イノベーション推進監 次長
農業技術指導所	所長 次長
広島西飛行場事務所	飛行場長 次長 航空管理監 課長
文書館	館長 副館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次長 支所長 部長 課長 室長
縮景園	園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 学芸企画監 課長
三次看護専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 総 主任管理主事・管理主事
みよし風土記の丘	所長 副所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

備考

- 1 知事部局の「局付」は、局付のうち、商工労働局に置かれ全国菓子大博覧会・広島準備委員会事務局の事務に従事するものをいう。
- 2 知事部局の「参事」は、参事のうち、秘書課、人事課、財政課、戦略推進課、戦略企画チーム、研究開発課及び学事課に置かれるもの、危機管理課、総務課、福利課、財産管理課、税務課、地域政策課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの、総務課に置かれ法務を担当するものをいう。
- 3 知事部局の「主幹」及び「主査」は、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課及び財政課に置かれるもの、危機管理課、総務課、研究開発課、地域政策課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、行政管理課に置かれ定数管理又は給与システムを担当するもの、戦略推進課に置かれグループリーダー業務に従事するものをいう。
- 4 教育委員会の「課長補佐」は、課長補佐のうち、総務課及び教職員課に置かれ、秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算又は法務を担当するもののほか時間外勤務命令又は休暇の承認等について専決することができるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、教職員課に置かれるもののほか地方機関又は学校以外の教育機関に関する庶務を担当するものをいう。
- 5 こども家庭センターの「相談援助課長」は、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

(町)

平成24年3月31日現在

略	町名	議会事務局	町長部局	会計管理者 部局	教育委員会事務局	保育所 等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局長 事務局次長	部長 所長 参事 次長 課長 主幹 主査（職員 課）	会計管理者 室長	教育長 教育部長 課長 主幹	所長		監査委員事務局長 福寿館長 環境セン ター所長 府中南交流センター館長 図 書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H23. 6. 2
	海田町	事務局長	部長 次長 課長 所長 室長 庶務係長（総務課） 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育長 教育次長 課長	所長		児童館長 町民センター所長 環境セン ター所長 図書館長 公民館長 ふるさ と館長 ひまわりプラザ館長	校長 教頭 事務長	H23. 4. 1
	熊野町	局長	部長 次長 課長 課長 補佐（総務課）	会計管理者 課長	教育長 部長 次 長 課長			老人福祉センター所長 中央地域健康セ ンター所長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務長	H23. 5. 6
	坂町	事務局長	部長 副部長 課長 人 事係長	会計管理者 室長	教育長 教育次長 課長	保育所 長			校長 教頭 事務長	H21. 5. 28
山県郡	安芸太田 町	事務局長	課長 課長補佐（総務課人 事及び財政担当） 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育長 教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター課長 福 祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調 理場長	校長 教頭 事務長	H22. 5. 31
	北広島町	事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 室長 主幹（総務 課） 総務係長 行政管理 係長 財政係長 人事係 長 【支所】支所長 課長	会計管理者 室長	教育長 副教育長 課長	保育所 長 保育園 長 こども 園長	【診療所】 診療所長 事務長	きたひろネットセンター長 芸北ホリスティックセンター所長・次長、 大朝保健センター所長、豊平保健福祉総 合センター所長・次長、仁愛園園長、緑 清苑場長	校長 教頭 事務長	H21. 5. 28
豊田郡	大崎上島 町	事務局長	課長 主幹（総務課） 課 長補佐（総務課） 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育長 課長			福祉事務所長	校長 教頭 事務長	H20. 6. 5
世羅郡	世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐（総 務課） 【支所】支所長 課長	会計管理者	教育長 課長 室 長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセン ター所長	校長 教頭 事務長	H22. 4. 30
神石郡	神石高原 町	事務局長	課長 調整監 課長補佐 （総務課、まちづくり推進 課） 室長（情報政策室） 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育長 課長 調 整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	H23. 6. 2

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長	H21. 6. 11
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者	H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 課長 参事(総務課)	H21. 11. 12
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	宮島競艇施行組合	議会事務局長 局長 課長 担当課長 ※課長補佐(経営管理課) 総務職員係長 財務経営係長	H23. 5. 6
	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

※注 2 宮島競艇施行組合の「課長補佐(経営管理課)」とは、課長補佐のうち、経営管理課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

(広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長(会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成24年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	広島西飛行場事務所	労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該 当 事 業 所	監 督 機 関
10 号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11 号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人 員 事 委 員 会
12 号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門学校 (広島高等技術専門学校を除く) 広島高等技術専門学校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校 (広島高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎及び広島南特別支援学校呉分校を除く) 広島南特別支援学校呉分校 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 員 事 委 員 会
13 号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14 号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15 号	焼却, 清掃またはと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 員 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成23年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19 件	106 件	1 件	126 件
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	1	1	2
衛生管理者選任報告	7	30	10	47
産業医選任報告	1	0	1	2
ボイラー性能検査	3	2	3	8
第一種圧力容器性能検査	9	5	0	14
ボイラー検査証の書替・再交付	0	0	0	0
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	3	4	0	7
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	0	0	0	0
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
タレーンの性能検査	1	0	0	1
クレーンの休止報告	1	0	0	1
機械等設置届等	2	0	0	2
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0